

第84期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

事業報告

主要な営業所及び工場

従業員の状況

その他当社グループの現況に関する重要な事項

株式の状況

新株予約権等に関する事項

責任限定契約の内容の概要

補償契約の内容の概要

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制の決議の内容及び運用状況の概要

株式会社の支配に関する基本方針

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

計算書類

貸借対照表

損益計算書

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

上記の事項につきましては法令及び当社定款の規定に基づき、招集ご通知には記載して
おりません。

事業報告

主要な営業所及び工場（2025年3月31日現在）

①当社

拠点名	事業所名	所在地
統括拠点	本社	東京都中央区
	高崎グローバルセンター	群馬県高崎市
販売拠点	仙台営業所	宮城県仙台市
	首都圏営業所	東京都中央区
	群馬営業所	群馬県高崎市
	名古屋営業所	愛知県名古屋市
	大阪営業所	大阪府大阪市
	福岡営業所	福岡県福岡市
生産拠点	榛名工場	群馬県高崎市
	中之条工場	群馬県吾妻郡
	玉村工場	群馬県佐波郡
	八幡原工場	群馬県高崎市
開発拠点	R&Dセンター	群馬県高崎市
	新川崎センター SOLairoLab（そらいろラボ）	神奈川県川崎市

②子会社

第84期定時株主総会招集ご通知の33頁「事業報告 2. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項（7）重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

従業員の状況（2025年3月31日現在）

①当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
20,779名	1,044名減

(注1) 従業員数は就業人員数であります。

(注2) 当社グループは、電子部品事業の単一セグメントのため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,928名	75名増	41.2歳	16.5年

(注1) 従業員数は就業人員数であります。

(注2) 当社グループは、電子部品事業の単一セグメントのため、セグメント別の従業員数の記載はしていません。

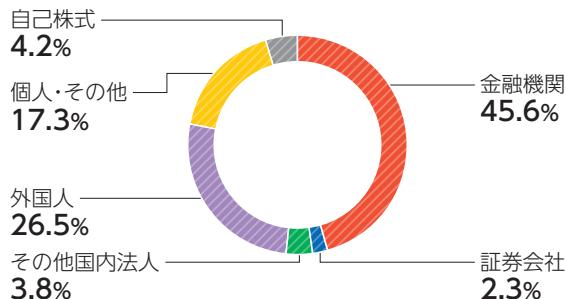
その他当社グループの現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

株式の状況（2025年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 130,218,481株
(自己株式5,485,415株を含む。)
- (3) 株主数 45,682名

所有者別株式分布状況



(注) 表示単位未満は切り捨てて表示しております。

(4) 大株主（上位10名）

	株主名	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	32,462,700	26.0
2	株式会社日本カストディ銀行（信託口）	20,118,700	16.1
3	STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505301	4,753,650	3.8
4	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	2,651,600	2.1
5	株式会社伊予銀行	2,000,100	1.6
6	公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金	1,916,640	1.5
7	BNP PARIBAS FINANCIAL MARKETS	1,867,003	1.4
8	HSBC HONG KONG - TREASURY SERVICES A/C ASIAN EQUITIES DERIVATIVES	1,763,744	1.4
9	日本生命保険相互会社	1,666,450	1.3
10	JUNIPER	1,230,661	0.9

(注1) 当社は、自己株式5,485,415株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

(注2) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(注3) 表示単位未満は切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は以下のとおりです。

役位別譲渡制限付株式報酬

役員区分	株式数	人数
取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）	4,921株	3名

(注1) 社外取締役及び監査等委員である取締役へ交付した株式はありません。

(注2) 役位別譲渡制限付株式報酬につきましては、第84期定時株主総会招集ご通知の36頁「事業報告 3. 会社役員に関する事項（3）取締役及び監査役の報酬等」に記載のとおりです。

(6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	発行決議の日	保有状況	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の行使期間
第1回2007年7月発行新株予約権	2007年6月28日	取締役1名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	3個	当社普通株式 3,000株	2007年7月14日から 2027年7月13日まで
第2回2007年7月発行新株予約権	2007年6月28日	取締役1名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	6個	当社普通株式 6,000株	2007年7月14日から 2027年7月13日まで
2008年6月発行新株予約権	2008年6月27日	取締役1名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	6個	当社普通株式 6,000株	2008年7月15日から 2028年7月14日まで
2009年5月発行新株予約権	2009年5月25日	取締役1名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	6個	当社普通株式 6,000株	2009年6月10日から 2029年6月9日まで
2010年6月発行新株予約権	2010年6月29日	取締役1名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	6個	当社普通株式 6,000株	2010年7月22日から 2030年7月21日まで
2011年6月発行新株予約権	2011年6月29日	取締役1名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	6個	当社普通株式 6,000株	2011年7月14日から 2031年7月13日まで
2012年4月発行新株予約権	2012年4月25日	取締役1名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	5個	当社普通株式 5,000株	2012年5月11日から 2032年5月10日まで
2013年5月発行新株予約権	2013年5月24日	取締役1名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	1個	当社普通株式 1,000株	2013年6月10日から 2033年6月9日まで
2013年7月発行新株予約権	2013年6月27日	取締役1名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	5個	当社普通株式 5,000株	2013年7月12日から 2033年7月11日まで

名称	発行決議の日	保有状況	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の行使期間
2014年7月発行 新株予約権	2014年6月27日	取締役3名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	9個	当社普通株式 9,000株	2014年7月14日から 2034年7月13日まで
2015年7月発行 新株予約権	2015年6月26日	取締役3名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	13個	当社普通株式 13,000株	2015年7月13日から 2035年7月12日まで
2015年11月発行 新株予約権	2015年11月5日	取締役1名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	1個	当社普通株式 1,000株	2015年11月20日から 2035年11月19日まで
2016年7月発行 新株予約権	2016年6月29日	取締役4名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	20個	当社普通株式 20,000株	2016年7月15日から 2036年7月14日まで
2017年7月発行 新株予約権	2017年6月29日	取締役4名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	20個	当社普通株式 20,000株	2017年7月18日から 2037年7月17日まで
2018年7月発行 新株予約権	2018年6月28日	取締役4名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	21個	当社普通株式 21,000株	2018年7月18日から 2038年7月17日まで
2019年7月発行 新株予約権	2019年6月27日	取締役4名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	210個	当社普通株式 21,000株	2019年7月18日から 2039年7月17日まで
2020年7月発行 新株予約権	2020年6月26日	取締役4名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	210個	当社普通株式 21,000株	2020年7月17日から 2040年7月16日まで
2021年7月発行 新株予約権	2021年6月29日	取締役4名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	230個	当社普通株式 23,000株	2021年7月19日から 2041年7月18日まで
2022年7月発行 新株予約権	2022年6月29日	取締役4名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	65個	当社普通株式 6,500株	2022年7月20日から 2042年7月19日まで

名称	発行決議の日	保有状況	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の行使期間
2023年7月発行新株予約権	2023年6月29日	取締役3名 (監査等委員である取締役及び社外取締役を除く)	37個	当社普通株式 3,700株	2023年7月20日から 2043年7月19日まで

(注1) 2021年7月発行新株予約権までの主な行使条件等

- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員の地位を全て喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、以下に定める条件の場合、それぞれに定める期間に新株予約権を行使できる。
 - 1) 新株予約権者が発行決議の日から19年11ヶ月を経過し権利行使開始日を迎えなかった場合、その翌日から1ヶ月以内とする。
 - 2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当該承認日の翌日から10日間とする。
 - 3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人（1名に限る）は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。
- ③ 新株予約権1個当たりの一部行使はできない。
- ④ 新株予約権の払込価額は無償とする。
- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、株式1株当たり1円とする。
- ⑥ その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた取締役との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合及び「新株予約権割当契約書」により権利を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得できる。

(注2) 第1回2007年7月発行新株予約権は、事業年度終了後の株主総会の承認に基づいて付与しておりますが、第2回2007年7月発行新株予約権からは、取締役報酬の一部として計上する付与方式に変更しております。

(注3) 2013年5月発行新株予約権までは、対象職務期間を各事業年度としておりましたが、2013年7月発行新株予約権からは、対象職務期間を選任後1年以内に終了する事業年度の定時株主総会の終結の時までとしております。

(注4) 新株予約権1個当たりの株式数は、2018年7月発行新株予約権までは1,000株、2019年7月発行新株予約権からは100株であります。

(注5) 2022年7月発行新株予約権以降の主な行使条件等

以下の内容を基礎として、一定期間の勤務継続を条件とする役員固定プラン及び業績指標の目標値の達成度合いにより権利行使可能な個数が変動する業績連動プランの2つの制度を設けております。

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切となった場合は、当社は必要と認める調整を行う。

② 新株予約権の総数

取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対して割り当てる新株予約権の総数500個を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。

③ 新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

⑤ 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の取得条項

以下のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

1) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

2) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑧ 新株予約権の行使の条件

1) 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）以降に新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会が別途定める日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合等については、取締役会が別途定める期間内に限り、新株予約権を行使することができる。

2) 上記1)は、新株予約権を相続により承継した者には適用しない。

3) その他、業績条件等の行使の条件（※）については、当社取締役会において定める。

※業績連動プランについては、割当日の属する事業年度の自己資本当期純利益率（ROE）の値に応じた数の新株予約権を行使可能とする条件を適用する。また、当該権利行使条件を満たさないことが確定した業績連動プランに係る新株予約権は放棄により消滅する。

⑨ その他

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた取締役との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社執行役員及び従業員等に対して交付した新株予約権の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債に付された新株予約権

2023年10月4日開催の当社取締役会にて2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしました。

名称	2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債
発行決議の日	2023年10月4日
新株予約権の総数	5,000個
新株予約権の目的である株式の種類、内容及び数	本新株予約権の目的である株式の種類及び内容は当社普通株式（単元株式数100株）とし、その行使により当社が当社普通株式を交付する数は、行使請求に係る本社債の額面金額の総額を下記の転換価額で除した数とする。
新株予約権の払込金額	本新株予約権と引換えに金銭の払込みは要しない。
新株予約権の行使に際して出資される財産の内容	各本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債を出資するものとし、当該本社債の価額は、その額面金額と同額とする。
転換価額	4,360円
新株予約権の行使期間	2023年11月6日（同日を含む。）から2030年10月4日（同日を含む。）の銀行営業終了時（行使請求受付場所現地時間）まで
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はできない。

責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しております。

当該契約の締結者及び契約内容の概要は、以下のとおりです。

締結者	契約内容の概要
社 外 取 締 役 平 岩 正 史	任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
社 外 取 締 役 小 池 精 一	
社 外 取 締 役 浜 田 恵 美 子	
取 締 役 監 査 等 委 員 本 多 敏 光	
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員 藤 田 知 美	
社 外 取 締 役 監 査 等 委 員 角 田 朋 子	

補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当社及び当社の子会社が全額負担をしております。

当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償を負った場合における損害賠償金及び争訟費用を補填するものです。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反等による行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害を除くなど、一定の免責事由を定めております。

会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称
有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

区分	報酬等の額 (百万円)
①当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額	82
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	122

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、有限責任 あずさ監査法人以外の公認会計士又は監査法人が監査をしております。

(注3) 当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が2百万円あります。

(3) 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、会計監査人に対する監査報酬が会社の規模、複雑性、リスクに照らして合理的な水準であるかを検討した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、企業サステナビリティ報告指令（CSRD）対応に係る助言・指導を委託しており、その対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、株主総会に提案する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

(6) 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(7) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

(8) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(9) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(10) 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人の氏名等に関する事項
該当事項はありません。

業務の適正を確保するための体制の決議の内容及び運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した内容及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。なお、当社は2024年6月27日付で監査等委員会設置会社へ移行したことから、内部統制システムの整備に関する基本方針を改定しております。

内部統制システムの整備に関する基本方針

1. 当社及び当社子会社（以下、「当社グループ」という。）の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社グループは、企業の社会的責任の一環として、職務の執行に関わるすべての法令、定款、諸規則、国際的取り決め、倫理規範等を遵守することを目的として、「CSR憲章（太陽誘電グループ 社会的責任に関する憲章）」を制定し、その具体的な行動指針として「CSR行動規範」を定め、その遵守を徹底するための内部統制組織を運営する。
 - (2) 当社グループのコンプライアンス活動を推進する体制として内部統制委員会を設置し、「グループCSR行動規範」に定める各項目に対し責任者を定め、コンプライアンスマネジメントシステムに従いコンプライアンス活動を継続実施する。
 - (3) 当社グループは、法令・社内規程違反等の早期発見・解決を図るため、社内外の窓口に通報を行うことができる内部通報制度を設けるとともに、当該制度の利用者が不利益な扱いを受けることのない体制を構築する。
 - (4) 取締役の職務執行を監督し法令・定款への適合性を確認する取締役会の業務執行監督機能の客観性・中立性・透明性を高めるため、複数の独立した立場の社外取締役を置く。
 - (5) 財務報告の適正性・信頼性を確保するための内部統制体制を整備、運用する。
 - (6) 当社グループに係る企業情報を公正かつ適切に開示する。
 - (7) 当社グループは、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。

2. 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役会等の重要な会議の議事録のほか、各取締役が決裁規程に基づき決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報については、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び社内規則に基づき適切に保存管理する。
- (2) 当社取締役は、社内規則に従い当該情報を記録した文書又は電磁的媒体を常時閲覧できるものとする。
- (3) 当社は、当該情報を適正に保存管理する体制を整備するとともに、当社グループの役職員に対する情報セキュリティ関連文書の周知・教育により、情報の漏えいや不正利用を防止する。

3. 当社グループの損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社グループのリスク管理活動を推進する体制として内部統制委員会を設置し、リスク分類別に責任者を定め、リスクの特定、リスクレベルの評価、リスク対策の決定・実施及び対策状況の監視・見直しからなるグループリスクマネジメントシステムに従い、リスク管理活動を継続実施する。
- (2) 当社は、自然災害を含むリスクの発生による事業活動への影響を予め想定し、影響の大きさによる対策組織を決め、平時より予防対策に取り組むため「グループ事業継続対策規定」を制定し、事業継続上の問題が発生した場合は、早期に事業活動を再開できるようにBCP（事業継続計画）を策定しグループ全社へ対策を講ずる。

4. 当社グループの取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 当社は、執行役員制度を採用し、業務執行権限を執行役員に委譲し、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能を分離することで経営の効率化を図る。
- (2) 取締役会は、当社グループの内部統制システムを含む経営に関する基本方針及び経営戦略等の重要事項を決定し、執行役員の選解任及び業務執行の監督を行う。
- (3) 取締役の意思決定及び業務執行を効率的に行うため、執行役員によって構成される会議体を設置し、当該会議体において業務執行にかかる重要事項、人事関連事項等について審議する。
- (4) 取締役が適正に意思決定を行うため、各組織又は役職位の責任と権限に関する社内規程を制定し、運用する。
- (5) 子会社の業務執行については、子会社の権限及び意思決定プロセスを明確にした「グループ経営ルール」を制定し、当社グループの経営の透明性と効率化を図る。

5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の業務執行の状況については、「グループ経営ルール」に基づく報告を受け、当社の関連部門と情報共有を図る。
- (2) 当社の使用人を子会社の取締役、監査役に就任させることにより、子会社の経営状況を把握する。
- (3) 当社の内部監査室は、子会社の業務が適正かつ、効率的に行われていることを独立した立場からモニタリングし、その結果を子会社に適切にフィードバックし、当社の代表取締役に報告すると共に、当社の監査等委員会と連携を図る。

6. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項、当該取締役及び使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項並びに当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務を補助する使用人を置き、使用人への必要な調査権限の付与や各部署の協力体制等を確保する。
- (2) 監査等委員会の職務を補助する当該使用人の人事・組織に関しては、監査等委員会の同意を得るものとし、当該使用人は監査等委員会の指揮命令を受けて職務を遂行する。

7. 当社の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社グループの取締役及び使用人は、法令・定款・社内規則に違反する事実、そのおそれがある著しく不当な事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を認識した場合、速やかに監査等委員会に報告する。
- (2) 当社グループの役員等が監査等委員会へ直接通報できる内部通報制度を整備し、当該制度の状況について定期的に監査等委員会に報告する。
- (3) 内部通報制度を利用した者が、不利益な取扱いを受けることのない体制を整備する。

8. その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査等委員が経営に係る重要な会議に出席し、取締役の意思決定及び取締役の職務の執行を監査することのできる体制を整備する。
- (2) 監査等委員会が取締役及び使用人と意思疎通を図って監査に必要な情報を適宜得るとともに、必要に応じて事業の報告を求め、関連する記録を閲覧することのできる体制を整備する。
- (3) 監査等委員会が内部監査室と定期的に意見交換を行うとともに、緊密な連携をとることのできる体制を整備する。
- (4) 監査等委員会が会計監査人と定期的に又は随時に意見交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることのできる体制を整備する。
- (5) 監査等委員でない取締役は監査等委員会との意見交換に努める。
- (6) 当社は、監査等委員会の職務の執行について生ずる費用について、監査等委員会の職務の執行に必要ないと認められる場合を除き、これを負担する。

運用状況の概要

1. コンプライアンス及びリスク管理について

代表取締役社長執行役員を委員長とする内部統制委員会の下部組織としてコンプライアンス部会及びリスク管理部会を設置し、グループ全体のコンプライアンス及びリスク管理に関する活動をそれぞれ統括・推進しています。コンプライアンスについては、「CSR行動規範」の項目毎に担当執行役員を定め、グループ横断的にルールを整備・維持管理、教育、モニタリングを行っています。また、リスク管理については、事業部門組織による統制活動を基本として、本社の各部門が教育、標準化、モニタリング等の支援を行っています。

2. 取締役の職務執行について

監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会から業務執行取締役へ権限を委譲しています。また、監督と業務執行の役割を明確にするために、執行役員制度を導入しています。取締役会で決定された経営方針や戦略に基づき、経営会議やTM（トップマネジメント）会議で審議された案件は、代表取締役社長執行役員の指揮のもと、各担当執行役員によって遂行されています。取締役の職務執行に関する重要な情報については、法令や会議規則に基づいて文書又は電子媒体で適切に保存・管理しています。

3. 子会社の内部統制について

子会社の意思決定や親会社への報告は、「グループ経営ルール」に基づいて統一的に実施されています。コンプライアンスやリスク管理については、子会社ごとに内部統制委員会を設置し、その委員会組織に関連する各種会議体や組織によって統制されています。また、本社の内部統制部門は、グループ全体で統制された仕組みの中で、すべての子会社に対して教育活動やモニタリング活動を行っています。

4. 内部監査について

内部監査室は、独立性が確保された組織であり、当社グループの各組織に対して法令遵守及びリスクベースの内部監査を実施しています。これにより、当社グループの業務が適正に行われているかどうかを確認し、そのための体制の整備・運用状況をモニタリングしています。内部監査の活動は、監査法人や監査等委員会と連携して進められます。内部監査の結果は、代表取締役社長執行役員、取締役会及び監査等委員会へ報告されます。

5. 監査等委員会について

監査等委員は、経営や内部統制システムに関する重要な会議への出席に加えて、重要会議資料等の取締役の職務の執行を監査するのに必要な情報を閲覧し、内容を確認することができます。また、子会社の監査役で構成される監査役連絡会への出席、取締役との意見交換、従業員からのヒアリング等による情報も収集しています。さらに会計監査人及び内部監査室とは定期的かつ随時に意見交換を行い、それぞれの監査の実効性向上に努めています。

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、必要な調査権限を付与された専任のスタッフを配置しています。当該スタッフは監査等委員会の指揮命令のもと、職務を遂行しており、その人事・組織については監査等委員会の同意を得ています。

グループ共通内部通報制度において、監査等委員会に直接通報できる仕組みを運用しています。また、通報者への不利益な取り扱いが行われておりません。なお、内部通報の状況は内部統制委員会及び監査等委員会にそれぞれ報告されています。

株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由で活発な取引をしていただいております。よって、当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。したがって、当社の財務及び事業の方針を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の自由な意思に依拠するべきであると考えます。

一方、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。このような者により当社株式の大規模買付が行われた場合には、株主共同の利益の確保・向上のため、適時適切な情報開示に努めると共に、その時点において適切な対応をしてまいります。

(2) 基本方針の実現に向けた取り組み

当社は、中期経営計画の着実な実行とコーポレートガバナンスの強化等を通じた更なる株主視点の経営の実現が当社の企業価値と株主共同の利益の確保・向上につながるものと考え、第84期定時株主総会招集ご通知の事業報告に記載のとおり実施しております。

(3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記(2)に記載した各取り組みは、前記(1)記載の基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書（2024年4月1日から2025年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,575	49,922	230,905	△13,411	300,990
当期変動額					
剰余金の配当			△11,221		△11,221
親会社株主に帰属する当期純利益			2,328		2,328
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		47		254	302
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	47	△8,892	254	△8,591
当期末残高	33,575	49,969	222,012	△13,157	292,399

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	478	△32	27,861	△161	28,146	961	330,098
当期変動額							
剰余金の配当							△11,221
親会社株主に帰属する当期純利益							2,328
自己株式の取得							△0
自己株式の処分							302
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△478	23	△1,569	△84	△2,109	△226	△2,336
当期変動額合計	△478	23	△1,569	△84	△2,109	△226	△10,927
当期末残高	－	△8	26,291	△246	26,036	734	319,171

連結計算書類の連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 30社

主な連結子会社の名称は、「事業報告 2. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項（7）重要な子会社の状況」に記載しているため省略しております。

TAIYO YUDEN (INDIA) ELECTRONICS PRIVATE LIMITEDは新規設立により、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社の数

該当事項はありません。

(2) 持分法非適用関連会社の数 1社

ビフレステック株式会社

（持分法を適用しない理由）

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、太陽誘電(廣東)有限公司、太陽誘電(上海)電子貿易有限公司、太陽誘電(中国)投資有限公司、太陽誘電(常州)電子有限公司、ELNA ELECTRONICS(S) PTE. LTD.、ELNA AMERICA, INC.、愛陸電子貿易（上海）有限公司、ELNA (THAILAND) CO., LTD.は決算日が12月31日ではありますが、連結決算日である3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

また、決算日が12月31日であったELNA (MALAYSIA) SDN. BHD.は、連結決算日である3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しておりましたが、当連結会計年度より決算日を3月31日に変更しております。この決算期変更による影響はありません。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

製品、商品

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社が1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、在外連結子会社は主として定額法によっております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
当社及び国内連結子会社は定額法によっております。
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。
また、在外連結子会社は定額法によっております。
- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 使用権資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れの損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として個別見積りによる回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主にコンデンサ、インダクタ、複合デバイス等の電子部品の製造販売を行っております。これらの製品の販売については、主として検収時、又はリスク及び経済価値の移転時において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引の取組みについては、社内リスク管理規定に基づき、実需の範囲内とし、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

外貨建取引をヘッジ対象とする為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及びのれん相当額の償却については、20年以内のその効果が及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当連結会計年度の期首から適用しております。これによる当連結会計年度に係る連結計算書類に与える影響はありません。

6. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	3,742百万円

繰延税金資産は、将来の課税所得見込額に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果が見込まれる範囲で計上しております。課税所得見込額的前提となるのは、取締役会が承認した事業計画であります。

当社及び国内子会社は、グループ通算制度を適用しております。繰延税金資産の回収可能性判断に当たっては、実務対応報告第42号「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」に従い、グループ通算制度の対象となる法人税及び地方法人税は、通算グループ内のすべての納税申告書の作成主体を一つに束ねた「通算グループ全体」で、グループ通算制度の対象とされない住民税及び事業税は、納税申告書の作成主体ごとに、回収可能性を判断しております。

また、在外子会社においては、各社ごとに回収可能性を判断しております。

回収可能性判断の前提とした諸条件の変化により、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産及び無形固定資産	288,744百万円
減損損失	16百万円

当社グループでは、主として製品群を単位として資産をグルーピングしております。当該製品群における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる等、減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の判定を行います。割引前将来キャッシュ・フローの総額等の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。割引前将来キャッシュ・フローは取締役会で承認を受けた事業計画や中期計画を基礎として見積もっており、対象となる資産グループに関連する事業の計画を用いております。翌連結会計年度において、経済環境の変化や事業戦略の変更により、見積りの前提とした条件や仮定に見直しが必要となった場合、減損処理が必要となる可能性があります。

II. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	130,218,481		-		-	130,218,481

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)
提出会社	2007年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	9,000
	2008年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	6,000
	2009年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	6,000
	2010年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	6,000
	2011年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	6,000
	2012年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	5,000
	2013年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	6,000
	2014年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	13,000
	2015年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	20,000
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	26,000
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	26,000
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	29,000
	2019年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	33,000
	2020年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	33,000
	2021年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	36,000
	2022年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	14,300
	2023年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	10,800
	2030年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債	普通株式	11,467,889

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2024年6月27日 定時株主総会	普通株式	5,608百万円	45円	2024年3月31日	2024年6月28日
2024年11月7日 取締役会	普通株式	5,612百万円	45円	2024年9月30日	2024年12月2日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議（予定）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2025年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,612百万円	45円	2025年3月31日	2025年6月30日

Ⅲ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電子部品を製造販売する事業を行っており、短期的な運転資金は銀行借入により、設備投資等の長期的な資金は設備投資計画に基づき、主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、一時的な余資については、短期的な預金等安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する等の管理をしております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金、転換社債型新株予約権付社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金の金利は固定金利であるため、金利の変動リスクに晒されておられません。

グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしております。なお、輸出輸入取引により確実に発生すると見込まれる外貨建ての営業債権債務に対して先物為替予約を行っております。なお、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限や限度額等を定めた社内リスク管理規定に基づき、財務担当部門が取引を行い、当該部門において記帳及び契約先と残高照合等を行っております。取引実績は、財務担当部門長が担当役員に報告しております。

当社は、グループ各社が作成した資金繰り計画に基づきグループ全体の資金の一元管理を行っており、グループ各社で十分な流動性を確保できるようにしております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
長期借入金(* 3)	109,209	95,469	△13,740
転換社債型新株予約権付社債	50,991	49,125	△1,866
負債計	160,201	144,594	△15,607
デリバティブ取引(* 4)	292	292	-

(* 1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(* 2) 市場価格のない株式等の連結貸借対照表計上額は関連会社株式20百万円、非上場株式0百万円であります。

(* 3) 1年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

(* 4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
デリバティブ取引				
通貨関連	-	315	-	315
資産計	-	315	-	315
デリバティブ取引				
通貨関連	-	23	-	23
負債計	-	23	-	23

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	95,469	-	95,469
転換社債型新株予約権付社債	-	49,125	-	49,125
負債計	-	144,594	-	144,594

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価は、市場価格によっておりますが、活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

Ⅳ. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

Ⅴ. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

製品区分	金額 (百万円)	構成比 (%)
コンデンサ	232,066	68.0
インダクタ	61,546	18.0
複合デバイス	22,986	6.7
その他	24,838	7.3
合計	341,438	100.0

(注) 当社グループは、電子部品事業の単一セグメントであり、上記の区分は報告セグメントではありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「Ⅰ. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権	80,549
契約資産	-
契約負債	19

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

VI. 1 株当たり情報に関する注記

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 2,552円94銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 18円67銭 |

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

VII. その他の注記

(減損損失)

当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

種 類	用 途	場 所	金 額
建 物 及 び 構 築 物	遊 休	群馬県中之条町	4
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	遊 休	群馬県中之条町、他	7
そ の 他	遊 休	和歌山県印南町	4
合 計			16

事業用資産については管理会計上の区分を基準に、遊休資産については個別物件単位で、また、本社・研究所等については共用資産として、資産のグルーピングを行っております。

遊休資産については、今後の利用計画がなく、回収可能性が認められないことから、その帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識いたしました。

VIII. 記載金額

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	第84期	(ご参考) 第83期	科 目	第84期	(ご参考) 第83期
	(2025年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)		(2025年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
資産の部			負債の部		
流動資産	138,433	150,910	流動負債	84,553	84,076
現金及び預金	13,609	32,053	買掛金	42,530	38,278
受取手形	428	569	電子記録債務	4,760	4,699
売掛金	61,182	61,622	短期借入金	4,200	4,200
商品及び製品	4,091	6,166	1年内返済予定の長期借入金	15,502	9,255
仕掛品	10,865	8,940	リース債務	118	42
原材料及び貯蔵品	3,883	4,405	未払金	7,495	17,265
前払費用	796	693	未払費用	4,248	5,061
関係会社短期貸付金	10,912	—	未払法人税等	323	443
未収入金	27,262	31,489	預り金	2,120	1,109
未収消費税等	4,292	4,141	賞与引当金	1,653	2,071
その他	1,108	828	役員賞与引当金	4	17
固定資産	247,810	236,717	その他	1,595	1,631
有形固定資産	59,142	51,610	固定負債	145,524	136,044
建物	14,357	10,856	転換社債型新株予約権付社債	50,991	51,170
構築物	1,101	887	長期借入金	93,707	84,219
機械及び装置	21,068	16,538	リース債務	323	136
車両運搬具	126	99	その他	502	518
工具、器具及び備品	3,720	3,444	負債合計	230,077	220,121
土地	4,485	4,483	純資産の部		
建設仮勘定	14,282	15,300	株主資本	155,439	166,577
無形固定資産	1,272	1,135	資本金	33,575	33,575
特許権	1	1	資本剰余金	52,085	52,038
ソフトウェア	1,039	1,024	資本準備金	51,468	51,468
その他	231	110	その他資本剰余金	617	569
投資その他の資産	187,394	183,971	利益剰余金	82,936	94,376
投資有価証券	0	0	利益準備金	2,947	2,947
関係会社株式	63,870	65,892	その他利益剰余金	79,988	91,428
従業員長期貸付金	10	26	固定資産圧縮積立金	1,298	1,316
関係会社長期貸付金	124,438	116,814	繰越利益剰余金	78,690	90,111
破産更生債権等	0	0	自己株式	△13,157	△13,411
長期前払費用	181	151	評価・換算差額等	△8	△32
繰延税金資産	2,427	2,391	繰延ヘッジ損益	△8	△32
その他	540	567	新株予約権	734	961
貸倒引当金	△4,075	△1,874	純資産合計	156,165	167,507
資産合計	386,243	387,628	負債純資産合計	386,243	387,628

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	第84期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)		(ご参考) 第83期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	
売上高		308,341		283,867
売上原価		283,179		268,172
売上総利益		25,162		15,694
販売費及び一般管理費		35,027		31,822
営業損失 (△)		△9,864		△16,128
営業外収益				
受取利息	2,302		1,310	
受取配当金	15,168		5,197	
為替差益	—		3,634	
貸倒引当金戻入	—		2,294	
その他	270	17,741	260	12,697
営業外費用				
支払利息	607		480	
為替差損	2,369		—	
社債発行費	—		116	
支払補償費	33		803	
休止固定資産減価償却費	7		8	
貸倒引当金繰入額	2,200		—	
その他	121	5,339	40	1,448
経常利益又は経常損失 (△)		2,537		△4,879
特別利益				
固定資産売却益	4		22	
投資有価証券売却益	—	4	3	26
特別損失				
固定資産除売却損	108		180	
減損損失	9		—	
関係会社株式評価損	2,021		—	
その他	84	2,224	—	180
税引前当期純利益又は税引前当期純損失 (△)		317		△5,032
法人税、住民税及び事業税	581		△961	
法人税等調整額	△45	535	△1,687	△2,648
当期純損失 (△)		△218		△2,384

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		固定資産圧縮積立金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	33,575	51,468	569	52,038	2,947	1,316	90,111	94,376	△13,411	166,577
当期変動額										
剰余金の配当							△11,221	△11,221		△11,221
固定資産圧縮積立金の取崩						△18	18	-		-
当期純損失 (△)							△218	△218		△218
自己株式の取得									△0	△0
自己株式の処分			47	47					254	302
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	-	-	47	47	-	△18	△11,421	△11,439	254	△11,138
当期末残高	33,575	51,468	617	52,085	2,947	1,298	78,690	82,936	△13,157	155,439

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△32	△32	961	167,507
当期変動額				
剰余金の配当				△11,221
固定資産圧縮積立金の取崩				-
当期純損失 (△)				△218
自己株式の取得				△0
自己株式の処分				302
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	23	23	△226	△202
当期変動額合計	23	23	△226	△11,341
当期末残高	△8	△8	734	156,165

計算書類の個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② デリバティブ

時価法

③ 棚卸資産

製品、商品、仕掛品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料、貯蔵品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金
債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主にコンデンサ、インダクタ、複合デバイス等の電子部品の製造販売を行っております。これらの製品の販売については、主として検収時、又はリスク及び経済価値の移転時において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を適用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段…為替予約
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び予定取引
- ③ ヘッジ方針
デリバティブ取引の取組みについては、社内リスク管理規定に基づき、実需の範囲内とし、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
外貨建取引をヘッジ対象とする為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
グループ通算制度の適用
当社は、グループ通算制度を適用しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)等を当事業年度の期首から適用しております。これによる当事業年度に係る計算書類に与える影響はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	2,427百万円

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報は、「連結注記表 I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 6. 会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

(2) 固定資産の減損

当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産及び無形固定資産	60,415百万円
減損損失	9百万円

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報は、「連結注記表 I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 6. 会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記	
(1) 有形固定資産の減価償却累計額	108,657百万円
(2) 関係会社に対する短期金銭債権	89,636百万円
関係会社に対する長期金銭債権	124,438百万円
関係会社に対する短期金銭債務	39,531百万円
5. 損益計算書に関する注記	
(1) 関係会社への売上高	274,669百万円
(2) 関係会社からの仕入高	265,624百万円
(3) 関係会社との営業取引以外の取引高	31,030百万円
6. 株主資本等変動計算書に関する注記	
自己株式の種類及び株式数に関する事項	

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首	増	加	減	少	当 事 業 年 度 末
普通株式 (株)	5,591,392		275		106,252	5,485,415

(注) 普通株式の自己株式の増加275株は、単元未満株式の買取による増加であります。また、自己株式の減少106,252株は、ストック・オプションの行使による減少90,900株及び譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少15,352株であります。

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	502百万円
未払費用	132百万円
未払事業税	82百万円
前受収益	488百万円
投資有価証券等	51百万円
減価償却超過額等	73百万円
貸倒引当金	1,277百万円
関係会社株式	5,440百万円
前払退職金等	870百万円
一括償却資産	170百万円
新株予約権	230百万円
繰越欠損金	4,178百万円
退職給付引当金	1百万円
その他	784百万円
繰延税金資産 小計	14,283百万円
評価性引当額	△11,279百万円
繰延税金資産 合計	3,003百万円

(繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	576百万円
繰延税金負債 合計	576百万円

繰延税金資産の純額（差引） 2,427百万円

(法人税率の変更による影響)

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.5%から31.4%に変更し計算しております。

この税率変更による影響は軽微であります。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等

該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等

該当事項はありません。

(3) 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社名	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	福島太陽誘電株式会社	福島県伊達市	100百万円	電子部品の製造	直接100.0%	資金援助	資金の貸付	1,550	長期貸付金	7,650
子会社	新潟太陽誘電株式会社	新潟県潟上市	1,000百万円	電子部品の製造	直接100.0%	商品の仕入 資金援助	資金の返済 原材料等の調達 設備等の売却 原材料等の供給 支払の代行	50 48,318 2,978 5,308 22,966	長期貸付金 買掛金 未収入金	21,650 5,715 3,219
子会社	太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社	東京都青梅市	100百万円	電子部品の製造	直接100.0%	資金援助 役員の兼任	資金の貸付	6,780	長期貸付金	6,780
子会社	エルナー株式会社	東京都中央区	100百万円	電子部品の開発、製造、販売	直接100.0%	資金援助	資金の貸付	2,400	長期貸付金	24,500
子会社	太陽誘電(廣東)有限公司	中国广东省东莞市	85,550千US\$	電子部品の製造	直接90.7% 間接9.3%	商品の仕入 原材料の供給 役員の兼任	商品の仕入 設備等の売却 原材料等の供給	59,689 3,139 28,468	買掛金 未収入金	10,567 6,235
子会社	TAIYO YUDEN (SARAWAK)SDN.BHD.	SARAWAK MALAYSIA	100百万MYR	電子部品の製造	直接100.0%	商品の仕入 原材料の供給 資金援助	資金の貸付 商品の仕入 設備等の売却 原材料等の供給	1,495 64,437 8,464 25,764	長期貸付金 短期貸付金 買掛金 未収入金	27,018 5,500 6,428 7,035
子会社	韓国慶南太陽誘電株式会社	韓国 泗川市	61,884百万WON	電子部品の製造	直接100.0%	資金援助 商品の仕入 役員の兼任	資金の貸付 商品の仕入 原材料等の調達	5,532 43,119 4,933	長期貸付金 短期貸付金 買掛金	11,768 4,336 3,874
子会社	台湾太陽誘電股份有限公司	台湾 台北市	333百万NT\$	電子部品の販売	直接100.0%	当社製品の販売	製品・商品の販売	84,638	売掛金	18,560
子会社	香港太陽誘電有限公司	香港	20,400千HK\$	電子部品の販売	直接100.0%	当社製品の販売	製品・商品の販売	45,392	売掛金	8,078
子会社	太陽誘電(上海)電子貿易有限公司	中国 上海市	557千US\$	電子部品の販売	直接89.8% 間接10.2%	当社製品の販売	製品・商品の販売	44,779	売掛金	7,687
子会社	韓国太陽誘電株式会社	韓国 ソウル特別市	10,000百万WON	電子部品の販売	直接100.0%	当社製品の販売	製品・商品の販売	29,326	売掛金	4,919
子会社	TAIYO YUDEN EUROPE GmbH	Germany furtth	1,000千EUR	電子部品の販売	直接100.0%	当社製品の販売	製品・商品の販売	20,167	売掛金	4,905
子会社	TAIYO YUDEN (SINGAPORE) PTE.LTD.	SINGAPORE	18,555千S\$	電子部品の販売	直接100.0%	当社製品の販売	製品・商品の販売	33,354	売掛金	6,085

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 製品・商品の販売、原材料等の供給、原材料等の調達、設備等の売却及び商品の仕入については、市場価格等を参考に決定しております。
- (注3) 新潟太陽誘電株式会社の取引先に対する支払を代行しております。
- (注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注5) 子会社への貸付に対し、合計4,075百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計2,200百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。

(4) 兄弟会社等
該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 V. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,246円11銭
(2) 1株当たり当期純損失	1円75銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 記載金額

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

以 上